

広島市水道局週休2日交替制工事実施要領(土木工事及び配管工事) (R8.10)

(令和6年6月1日制定・令和8年10月1日最終改定)

(趣旨)

第1条 本要領は、広島市水道局発注の土木工事・配管工事における働き方改革促進の一環として「週休2日交替制工事」を実施するに当り、必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

(定義)

第2条 「週休2日交替制」とは、次のいずれかをいう。

(1) 「完全週休2日交替制」

対象期間のすべての週単位において、対象者が交替しながら休日取得し、休日率が28.5%以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「月単位の週休2日交替制」

「完全週休2日交替制」を達成できなかった場合において、対象期間のすべての月単位で対象者が交替しながら休日取得し、休日率が28.5%以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「通期の週休2日交替制」

「月単位の週休2日交替制」を達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体の休日率が28.5%以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

2 「対象期間」とは、対象者ごとの現場従事開始日から現場従事完了日までとする。ただし、次の期間は対象外とする。

- (1) 年末年始6日間、夏期休暇3日間
- (2) 工場製作のみを実施している期間
- (3) 工事全体を一時中止している期間
- (4) 受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる期間
- (5) (1)～(4)の期間を含む週単位
- (6) 休日率が50%以上の週単位
- (7) 7日未満の週単位

3 「週単位」とは、工事着手日から起算して工事完了日までを7日(1週)ごとに分けた期間をいい、工事全体で共通とする。

4 「月単位」とは、暦月によらず、工事着手日から起算して工事完了日までを28日(4週)ごとに分けた期間をいい、工事全体で共通とする。

5 「休日率」とは、対象者ごとの「週単位」、「月単位」又は「通期」の対象日数における休日取得日数の割合を算出し、全対象者の割合を合算して対象者数で除したものとする。

6 「対象者」とは、施工管理を行う者、建設現場の直接的な作業を行う者及び交通誘導警備員とする。

7 「工事着手日」とは、当該現場において工事目的物の施工に係る現場作業(準備期間は含まない。)に最初に着手する日をいう。

8 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。)が完了した日をいう。

- 9 対象期間のすべての週単位において、休日率が28.5%以上の場合に、「完全週休2日交替制」が達成されたものとする。
- 10 「完全週休2日交替制」を達成できなかった場合において、対象期間のすべての月単位の休日率が28.5%以上の場合に、「月単位の週休2日交替制」が達成されたものとする。
- 11 「月単位の週休2日交替制」を達成できなかった場合において、対象期間の休日率が、28.5%以上の場合に、「通期の週休2日交替制」が達成されたものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、「広島市水道局週休2日工事実施要領（土木工事及び配管工事）」による工事（以下「週休2日工事」という。）の受注者が、実施方法を「週休2日交替制」に変更することを希望し、発注者が承諾した工事とする。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の実施方法を「週休2日交替制」に変更することを希望する受注者は、工事着手前に対象者の休日を確保するための施工体制、休日取得状況を証明する方法、現場代理人が休日取得する場合の施工体制及び発注者と連絡を取れる現場連絡員（受注者が直接雇用している者）の配置等を具体的に記載した「工事打合せ簿（施工様式-43）」を発注者に提出し、承諾を得た場合に実施方法を変更することができるものとする。

- 2 受注者は、前項により発注者の承諾を得た内容を施工計画書に記載し、発注者に提出すること。
- 3 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA4サイズ横以上とする。

記載内容の例

週休2日交替制工事 この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、労働者が交替しながら4週8休の休日確保に取り組む工事です。 発注者: 広島市水道局〇〇〇課 受注者: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
--

- 4 受注者は、「完全週休2日交替制」を達成できなかった場合は、「月単位の週休2日交替制」に取り組むこととし、「月単位の週休2日交替制」を達成できなかった場合は、「通期の週休2日交替制」に取り組むこと。

(実施報告)

第5条 受注者は、各週単位の翌週単位に前週単位の対象者の休日取得実績を記入した「休日取得状況表【完全】」を監督員に提出するとともに、対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料を提示し、「完全週休2日交替制」の達成状況の確認を受けなければならない。

- 2 「完全週休2日交替制」が達成できず、「月単位の週休2日交替制」に取り組む受注者は、各月単位の翌月単位の前月単位の対象者の休日取得実績を記入した「休日取得状況表【月単位・通期】」を監督員に提出するとともに、対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料を提示し、「月単位の週休2日交替制」の達成状況の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、対象期間終了後、速やかに最終週単位の対象者の休日取得実績を記入した「休日取得状況表【完全】」又は最終月単位の対象者の休日取得実績を記入した「休日取得状況表【月単位・通期】」を発注者に提出するとともに、対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料を提示しなければならない。
- 4 前項によらず、対象期間中に発注者が休日取得状況等についての資料提示を求める場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- 5 発注者は、同条1項から3項の資料により、休日率の確認を行うものとする。
- 6 受注者は、「完全週休2日交替制」及び「月単位の週休2日交替制」を達成できなかった場合においても「通期の週休2日交替制」に取り組み、対象期間終了後、「休日取得状況表【月単位・通期】」に休日取得の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。

（工期）

第6条 「週休2日交替制工事」への実施方法の変更に伴う工期変更は行わないものとする。

（工事成績評定）

第7条 発注者は、対象期間において「週休2日交替制」を達成できた場合、「工事検査成績評定書（検査様式-13）」の「2. 施工状況 ②工程管理」において評価する。

- 2 「週休2日交替制」を達成できなかった場合において、減点は行わないものとする。

（アンケート調査等）

第8条 発注者は、いずれの「週休2日交替制」も達成できなかった場合、必要に応じてヒアリング又はアンケート調査を行うこととし、受注者はこれに協力すること。

（提出書類の虚偽）

第9条 第5条により提出された「休日取得状況表【完全】」又は「休日取得状況表【月単位・通期】」の内容について、虚偽が判明した際には、指名停止となる場合がある。

（施工実績）

第10条 発注者は、対象期間において「週休2日交替制」を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績評定通知書（検査様式-16）」の「9 その他特記事項」において施工実績を証明する。

なお、評定の対象とならない工事については、検査合格後に受注者が希望する場合は「週休2日工事実績証明書（検査様式-24）」を交付し、施工実績を証明するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。